

府中市特別支援教育推進計画第3次推進計画（案）に対する
パブリックコメント手続きの実施結果について

1 意見の提出期限

令和元年11月25日（月）から12月24日（火）まで

2 意見の提出者数

提出者数	件数	意見の提出方法（人数）				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
6人	17件	3人	0人	1人	1人	1人

3 意見の概要及び意見に対する教育委員会の考え方

NO	ページ	項目	意見の概要	教育委員会の考え方
1	1～23	計画案全体	本計画では、「特別な配慮を必要とする児童、生徒への指導」にのみ終始しており、「共生」の視点が見当たらない。	学校教育法第81条第1項、小学校学習指導要領第1章第4の2において、特別な配慮を必要とする児童への指導が明記されております。また、本市の特別支援教育は、すべての子供たちを対象としております。
2	1～23	計画案全体	第3次推進計画では、地域の学校で共に教育を受けることの実現に向けた取組を進めてください。	広く本計画を周知し、取り組んでまいります。
3	1～23	計画案全体	この計画全体からは、インクルーシブ教育の理念である「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ」体制のための施策が見当たらない。	共生社会を実現するためには、障害のある児童、生徒の能力を伸長する特別支援教育が重要な役割を果たす施策であると捉えております。
4	3	第1章 1 推進計画の 背景 (5)	インクルーシブ教育システムに関して、引用、解説が適切ではない。脚注を訂正するとともに、本文に、インクルーシブ教育の理念をはっきり書いておくべきである。	共生社会の形成に向けては、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育を着実に進めていくことを、本計画案では記載しております。

5	4	第1章 2 推進計画の 目的等 3 推進計画の 基本的な考 え方	今回の計画案では、計画の目的や基本理念として「共生社会の実現」としてはありますが、障害のある子供も障害のない子供もできるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すという方向性が明確ではない。基本的な方向性として、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことを、目的、理念に記載してください。	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対し、自立と社会参加を見据えて、その時点で、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な柔軟な仕組みを整備することを本計画では記載しております。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であると捉えております。
6	4	第1章 3 推進計画の 基本的な考 え方	計画案の理念でも、「共生社会の実現」が記載されているが、障害のある子供が障害のない子供と共に教育を受けるという方向性が明確ではない。	特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブシステム構築のために必要なものであると記載しております。
7	9～12	第1章 4 第2次推進 計画を振り 返って	いずれの項目も具体的な内容の記載がない。現状の把握と今後の見通しが明確ではないため、実効性のある計画を策定することができない。	今後も、子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた教育を目指してまいります。ご意見として受け止め、参考にさせていただきます。
8	9～12	第1章 4 第2次推進 計画を振り 返って	具体的な実施内容や客観的な基準や数値の記載がなく、どのような成果や変化があったのかわかりづらい。	
9	10	第1章 4 第2次推進 計画を振り 返って	各学校や教員の主体性に任せるだけでなく、府中市教育委員会として目指すべき教育・教員像を明確にしたうえで、計画的、組織的に研修等を行う必要がある。	研修の実施にあたり、参考にさせていただきます。
10	13	第2章 方向性Ⅰ 取組1	合理的配慮の提供については、「イ 個に応じた指導の更なる充実」ではなく、「ア 人権教育の一層の推進」に示してほしい。	合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、本人、保護者、学校、教育委員会により、発達の段階に配慮しつつ合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供していきます。

1 1	17	第2章 方向性Ⅰ 取組2 カ	副籍者の交流及び共同学習の実施数が少なくなっている。環境要因なのか、学習内容なのか、個々の原因を検証して今後の副籍交流の在り方について検討するべきである。	副籍制度を含めた交流及び共同学習を充実させていくことにより、すべての児童生徒にとって有益な取組になるよう、充実に努めていきます。
1 2	17	第2章 方向性Ⅰ 取組3	「共生社会の実現」は、特別支援教室を全校に設置することではなく、障害があってもなくても同じ教室で、一緒に暮らし、一緒に学び、共に成長していくことから実現する。	国、東京都の方向性にに基づき進めております。また、共生社会の形成に向けては、特別支援教育を着実に進めていきます。
1 3	19	第2章 方向性Ⅰ 取組5	技術的な指導法や指導力を強調するのではなく、共生社会とは「障害のある子供が障害のない子供と共に教育を受ける」ことの実現にある。そのための指導法であり指導力であることを踏まえた研修であるべきと考えます。教職員に対する「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」といった研修を行い、同法の趣旨を徹底することを要望します。	研修の実施にあたり、参考にさせていただきます。
1 4	19	第2章 方向性Ⅰ 取組5	教員の研修に、「障害者権利条約」、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」を学ぶことを入れてほしい。	
1 5	21	第2章 方向性Ⅱ 取組2 イ	学校は、過重な負担でない範囲において合理的配慮を提供することが義務付けられている。そのため、「障害の特性に応じた適切な教育環境を整備する。」といった内容の記載をするべきである。	今後も教育委員会及び学校は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、合理的配慮の提供に努めてまいります。
1 6	21	第2章 方向性Ⅱ 取組2 イ	推進計画案でも就学相談の進め方が示されていますが、今後ともこの考えに立って相談を行ってください。	保護者に対して就学に関する確かな情報を伝え、より深い理解と納得が得られる相談を行ってまいります。

17	22～23	第2章 方向性Ⅰ 取組3 方向性Ⅱ 取組1 取組2	個別の教育支援計画(学校生活支援シート)や個別指導計画の作成・提供、「ちゅうファイル」との連携、「児童発達支援センター(仮称)など関係機関との有機的な連携体制の確立等については、あくまでも保護者や本人の希望に基づいて連携し、保護者や本人の同意のない情報の収集や提供は行わないことを明記してほしい。	個別の教育支援計画(学校生活支援シート)及び個別指導計画については、保護者とともに作成することを推進し、本人及び保護者のニーズに応じて進めております。また、関係機関との連携等につきましても、保護者や本人の希望に基づいて行っております。
----	-------	--	--	---